

【暫定稿その 10】

第 2 章 情報の共有

個人情報の保護（暫定稿）

第 7 条 市及び議会は、保有する個人情報について適正に管理するため、その利用及び提供に当たっては、茂原市個人情報保護条例（平成 17 年茂原市条例第 2 号）の規定に基づき、適切な保護措置を講ずるものとします。

【解説】

- 「情報の共有」、「情報公開」と対を成す重要なものとして、「個人情報の保護」について規定しています。「茂原市個人情報保護条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。

第 7 章 行政運営の基本原則

行政手続（暫定稿）

第 36 条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、茂原市行政手続条例（平成 8 年茂原市条例第 11 号）の規定に基づき、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導を行うものとします。

【解説】

- 本条では、処分、届出、行政指導等の行政手続について規定しています。なお、「茂原市行政手続条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。
- 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等が行われる際には、その根拠を明らかにするとともに、十分な説明が行われる必要があります。

危機管理（暫定稿）

第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に、迅速かつ的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民等及び関係機関との十分な協議を通じて、連携を図るものとします。

【解説】

- 本条では、危機管理について規定しています。
- 未曾有の大災害となった東日本大震災以降、防災に対する市民の関心が高まっています。また、地震や洪水等の自然災害以外の、テロ行為等の人為

的災害や、新型インフルエンザ等の危機に対しても、迅速かつ的確できめ細かな対応が求められます。

- 市民に最も身近な基礎自治体である市には、市民等と十分な協議を重ね、連携を図った上で、危機管理対策を講じることが求められています。

第8章 実効性の確保

条例の見直し

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認するとともに、社会経済情勢の変化等、必要に応じて見直しを行うものとします。

【解説】

- 本条では、条例の見直しについて規定しています。
- 条例の実効性を確保するため、市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかを確認します。また、社会経済情勢の変化等、必要に応じて、この条例を見直すこととしています。著しく社会経済情勢が変化した場合など、急を要する場合は、この限りではありません。
- 解釈運用の状況確認及び見直しにあたっては、本条例が市民、市及び議会によって遵守されているかどうか、策定時と同様に幅広い意見を聴きながら、検証する必要があります。

項目	H27.2.19 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
個人情報の保護	第7条 市及び議会は、保有する個人情報について適正に管理するため、その利用及び提供に当たっては、茂原市個人情報保護条例（平成17年茂原市条例第2号）の規定に基づき、適切な保護措置を講ずるものとします。	第6条 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等に当たっては、適切な保護措置を講ずるものとします。
行政手続	第36条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、茂原市行政手続条例（平成8年茂原市条例第11号）の規定に基づき、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導を行うものとします。	第36条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明するものとします。
危機管理	第27条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に、迅速かつ的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民及び関係機関との十分な協議を通じて、連携を図るものとします。	（防災対策） 第27条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民および防災関係機関と連携を図るものとします。
条例の見直し	第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認するとともに、社会経済情勢の変化等、必要に応じて見直しを行うものとします。	（附則） 市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。